

公益財団法人北水協会著作権規程

令和7年9月12日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人北水協会（以下「当協会」という。）が助成した研究の成果として公益財団法人北水協会研究助成事業報告要領に基づき提出される研究助成事業報告書（以下「報告書」という。）に関する著作権の取扱い及びその公表・活用に関する基本的事項を定め、研究成果の普及・活用を促し、もって北海道水産業の発展に資することを目的とする。

（著作権の帰属）

第2条 報告書の著作権は、当該報告書の著者（共著の場合はその全員。以下同じ。）に帰属する。

2 著者は、報告書の提出をもって、この規程に同意したものとみなす。

3 報告書に関連して、当協会が創作した二次的著作物及び編集著作物（例：個別報告書を編集した年次報告書、成果概要集等）の著作権は当協会に帰属する。

（著作権の使用許諾）

第3条 著者は、報告書の提出をもって、当協会に対し、本著作財産権について無償かつ非独占的に利用する（複製、公開、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾する。

（ライセンスの適用）

第4条 当協会は、第3条に基づき、当協会が利用許諾を得た報告書を学術情報公開の一環として Creative Commons Attribution 4.0 International (CC BY 4.0) ライセンスの下で公開する。

ただし、著者の申出があり当協会が相当と認める場合に限り、CC BY-NC 4.0、CC BY-SA 4.0 又は CC BY-NC-SA 4.0 を認める。ND 系は認めない。（公開後の変更不可。）

（公開時期の延期）

第5条 当協会は、止むを得ない事由があると認める場合、公開時期の延期を認めることができる。この場合、著者は概要版の提出その他必要な措置に従うものとする。

（著作者人格権の不行使）

第6条 著者は、当協会による次の各号に掲げる報告書の利用に関し、法令の定める範囲内で当協会が本規程及び公正な学術慣行に従って利用を行う限度において、著作者人格権を行使しないことに同意する。

一 翻訳その他の翻案並びに抄録・要約・抜粋等の編集又は二次的著作物としての利用

二 電子的配布・保存に伴う体裁・形式の調整（例：ファイル形式変換、組版・レイアウトの統一、機械判読化、メタデータ付与等）

三 当協会ウェブサイト、機関リポジトリ、J-STAGE 等での公表及び索引化・検索性向上のための処理

2 前項の同意は、当協会が報告書を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

3 当協会は、当協会が二次的著作物を創作する場合には、助成申込者である著者にその旨を通知するものとする。

（著者による利用）

第7条 著者は、自己の研究・教育活動において報告書を自由に利用・再利用することができる。

- 2 著者は、著者個人又は著者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて報告書を掲載すること（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）ができる。
- 3 当協会の編集著作物について、著者は自己の寄稿部分を研究・教育目的で引用又は転載できる。ただし、編集著作物全体の体裁・構成の複製はできない。
- 4 前各項による利用に際しては、当協会での掲載情報（報告書名、当協会名、掲載 URL 等）を明記するものとする。

（著者による保証等）

第 8 条 著者は、自己の著作物に対して、その内容について責任を負うものとし、次の各号を保証する。

なお、著者は、報告書において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

- 一 第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと
- 二 二重投稿ではないこと
- 三 引用部分が著作権法に適合した適法な引用であること

- 2 当協会は、報告書の内容を事前に精査する義務を負わない。

（著者による権利処分の制限）

第 9 条 著者は、権利の譲渡その他の処分を行う場合であっても、本規程に基づく当協会の利用及び第 4 条のライセンスの継続に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じるものとする。

（紛争解決に関する協力）

第 10 条 報告書に関する第三者からの権利侵害又は報告書による第三者に対する権利侵害等、報告書に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著者と当協会が協力して対応する。

（協議）

第 11 条 この規程に定めなき事項及びこの規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著者及び当協会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

（規程の改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和 7 年 9 月 12 日から施行する。

参考 Creative Commons Attribution 4.0 International (CC BY 4.0) ライセンスの概要

1. ライセンスの目的

本ライセンスは、公益財団法人北水協会が助成した研究成果の報告書を、広く学術・社会に開放するために適用されるものです。著作物の利用に関するルールを明示し、誰もが自由に再利用できることを可能にします。

2. 許諾される利用

CC BY 4.0 ライセンスの下では、次の行為が自由に可能です

- ・複製・転載：コピーや再配布
- ・翻訳・翻案：翻訳、要約、再構成など
- ・商用利用：営利目的の利用も可
- ・二次的著作物の作成：内容を加工・編集して新たな著作物として利用

3. 利用にあたっての条件

上記の利用を行う場合、以下の条件を満たす必要があります：

- ・クレジット（表示）
著作物の原作者（著者）および出典（当協会、報告書名、URL 等）を明示すること。
- ・改変の有無の明示（任意）
翻案や編集を加えた場合は、その旨を記載することが推奨されます。
- ・追加の制限を課さないこと
利用者に対し、CC BY ライセンス以上の制限を設けてはなりません。

4. 注意点

- ・本ライセンスは著作権のみを対象としています。特許や商標、プライバシー等の権利は含まれません。
- ・著作者人格権（同一性保持など）は法的に放棄できないため、一定の配慮をもって利用してください。

5. ライセンス全文へのリンク

ライセンスの正式な全文（日本語・英語版）は以下をご参照ください。

日本語訳（参考） <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

英語原文 <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode>